

第百八十六回国  
会

# 参議院厚生労働委員会会議録第二十四号

平成二十六年六月二十日(金曜日)

午後四時十八分開会

委員の異動

六月二十日

辞任

島田 三郎君

補欠選任

大沼みずほ君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

石井みどり君

高階恵美子君

西田 昌司君

三原じゅん子君

津田弥太郎君

長沢 広明君

委員

赤石 清美君

大家 敏志君

大沼みずほ君

木村 義雄君

島村 大君

滝沢 求君

武見 敬三君

羽生田 俊君

足立 信也君

相原久美子君

小西 洋之君

西村まさみ君

森本 真治君

浜田 昌良君

東 徹君

薬師寺みちよ君

山口 和之君

小池 晃君

事務局側

福島みずほ君

常任委員会専門員

小林 仁君

本日の会議に付した案件

○生活保護費、年金、最低賃金の引上げに関する請願(第三三三号外一件)

○社会保障と税の一体改革を撤回し、社会保障の充実を求めることに関する請願(第三四号外一件)

○憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願(第三五号外一件)

○憲法をいかし、安心の医療・介護を実現することに関する請願(第四一八号外九件)

○二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願(第四二二号外一件)

○社会保障拡充に関する請願(第四六号外二件)

○国民の申請権を侵害し、餓死や孤立死を生み出す生活保護法改正法の廃止に関する請願(第四七号)

○保険で良い歯科医療の実現に関する請願(第五五号外二一件)

○被災地における医療費の一部負担金と介護保険利用料免除の復活に関する請願(第八五号外一件)

○中小事業所とそこで働く労働者の社会保険料負担の引下げに関する請願(第一四六号外一八件)

○社会保障の切捨て中止に関する請願(第一七五号外三一件)

○後期高齢者医療制度を速やかに廃止することに関する請願(第一七七号外二件)

○国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願(第一七八号外一件)

○歩行障害児、者のための自走式足こぎ車椅子導入支援、徹底活用に関する請願(第二二三号)

○アンジェルマン症候群などの遺伝子疾患に対する難病対策に関する請願(第二四号外一件)

○七十七歳以上の患者窓口負担一割の継続に関する請願(第三二五号外八件)

○高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる制度の創設に反対することに関する請願(第三一六号外二五件)

○社会保障の拡充に関する請願(第三九六号外二二件)

○特定行為を診療の補助に拡大する法改正に反対することに関する請願(第四二〇号外二二件)

○介護保険制度の改善中止に関する請願(第四七四号外一九件)

○社会保障と税の一体改革の中止、医療・介護、年金、保育などの拡充に関する請願(第四七五号外二二件)

○患者窓口負担の大幅軽減に関する請願(第四八六号外八件)

○全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願(第五九二号外三〇件)

○安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員に関する請願(第六二二号外四二件)

○パーキンソン病患者・家族の視点に立った療養生活の質的向上に関する請願(第六一四号外四件)

○障害者の生きる権利を保障するヘルパー派遣制度に関する請願(第六五三三号外五件)

○憲法をいかし、将来に希望の持てる年金を求めることに関する請願(第六六五号外二五件)

○憲法二十五条に基づく権利としての福祉実現に関する請願(第七八〇号外一七件)

○年金二・五％削減中止に関する請願(第七九二

号)

○憲法をいかし安定した雇用を求めることに関する請願(第八一八号外三〇件)

○パート労働法の実効ある改正に関する請願(第八二二号外一六件)

○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八三二号外七九件)

○介護保険制度の改善に関する請願(第九一八号外二件)

○児童福祉としての保育制度の拡充に関する請願(第九一九号)

○憲法第二十五条を守り、国民の命と暮らしの保障に関する請願(第九五二号)

○医療・介護・年金など社会保障の拡充に関する請願(第一〇四八号)

○リストラ規制法制定、労働者の雇用と中小企業の経営を守ることに係る請願(第一〇六二二号)

○国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充実等に関する請願(第一〇六三三号)

○遺族年金の併給に関する請願(第一〇八五号)

○介護労働者の処遇改善に関する請願(第一一二〇号外一七件)

○介護保険制度における利用料負担の廃止等に関する請願(第一一四六号外五件)

○全国一律最賃・時給千円以上の実現に関する請願(第一二三九号)

○再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願(第一二七三三号)

○新たな患者負担増計画反対、患者負担の大幅軽減と安心して受けられる医療の実現に関する請願(第一二九八号)

○社会保障の充実を図り、国民の健康と暮らしを豊かにすることに関する請願(第一二九九九号)

○障害者福祉についての新たな法制に関する請願

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(第一三〇九号外一四七件)</p> <p>○過労死防止基本法の制定に関する請願(第一三〇九号外六件)</p> <p>○介護制度を後退させないことに関する請願(第一三三七号)</p> <p>○人間らしい暮らしを実現するため、憲法をいかして格差と貧困を解消し、雇用を改善することに関する請願(第一三九五号外一二件)</p> <p>○介護保険制度の緊急改善に関する請願(第一四二二号外一〇件)</p> <p>○脳卒中対策基本法(仮称)の早期制定に関する請願(第一五二七号外六件)</p> <p>○生活保護基準引下げ反対に関する請願(第一六三三号外二件)</p> <p>○伊東重度障害者センターの存続発展を求めることに関する請願(第一七三二号)</p> <p>○肝硬変・肝がん患者の療養支援の推進に関する請願(第一七六三号外七件)</p> <p>○自己免疫性肝疾患患者の療養支援の推進に関する請願(第一八一一号外四件)</p> <p>○医療・介護総合法案の廃案に関する請願(第一八三二号外三件)</p> <p>○難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願(第一八九八号外五九件)</p> <p>○千葉県の最低賃金七百七十七円を大幅に引き上げ全国一律時間額千円以上の最低賃金実現に関する請願(第一九三〇号)</p> <p>○全国一律最賃・時給千円以上の実現を求めることに関する請願(第二〇〇〇号)</p> <p>○保育を必要とする全ての子供に公的保障を求めることに関する請願(第二〇二二号外一二件)</p> <p>○自治体非正規雇用・公務公共関係労働者の雇用・待遇の抜本改善に関する請願(第二一〇二号外二件)</p> <p>○医療・介護の保険料・利用料の引下げに関する請願(第二一二三三号)</p> <p>○てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第二二一四号外二三件)</p> <p>○現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働行政</p> | <p>体制の拡充・強化に関する請願(第二一六八号外九件)</p> <p>○筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願(第二二七〇号外三四件)</p> <p>○医療・介護総合法案の廃案を求めることに関する請願(第二二八〇号外六件)</p> <p>○社会保障切捨て中止に関する請願(第二二八一号)</p> <p>○医療・介護総合改悪法案の廃案に関する請願(第二四二二号)</p> <p>○B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願(第二五五五号外三七件)</p> <p>○労働者派遣法の早期抜本改正に関する請願(第二七〇九号外一件)</p> <p>○震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業における公正な賃金・労働条件の確保に関する請願(第二七三三号外一四件)</p> <p>○要支援者サービス切捨てと利用者負担引上げ中止、安心できる介護に関する請願(第二七六〇号)</p> <p>○医療・介護総合法案廃案に関する請願(第二七六一号)</p> <p>○労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願(第三〇〇〇号外一件)</p> <p>○こどもの城、青山劇場、青山円形劇場の存続に関する請願(第三〇二二号外二件)</p> <p>○じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願(第三〇一四号外一〇件)</p> <p>○被災者の雇用の確保、医療・介護の利用者負担等の減免措置に関する請願(第三〇二五号)</p> <p>○身体障害者手帳等級の改善に関する請願(第三〇二六号外五件)</p> <p>○お金の心配がない保険で良い歯科医療の実現に関する請願(第三二六六号)</p> <p>○患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第三二六七号)</p> <p>○労働者派遣法の抜本改正を求めることに関する</p> | <p>請願(第三三三七号)</p> <p>○人間らしく働き生活できる雇用の実現に関する請願(第三三三八号)</p> <p>○継続審査要求に関する件</p> <p>○継続調査要求に関する件</p> <p>○委員派遣に関する件</p> <p>○委員長(石井みどり君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。</p> <p>委員の異動について御報告いたします。</p> <p>本日、島田三郎君が委員を辞任され、その補欠として大沼みずほ君が選任されました。</p> <p>○委員長(石井みどり君) これより請願の審査を行います。</p> <p>第三三三三生活保護費、年金、最低賃金の引上げに関する請願外千百七十三件を議題といたします。</p> <p>これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第八三二号腎疾患総合対策の早期確立に関する請願外七十九件、第九一九号児童福祉としての保育制度の拡充に関する請願、第一八九八号難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願外五十九件、第二一六八号現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願外九件及び第二二七〇号筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願外三十四件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第一三二〇号過労死防止基本法の制定に関する請願外六件は採択すべきものにして内閣に送付するを要しないものとし、第三三三三生活保護費、年金、最低賃金の引上げに関する請願外九百八十件は保留とすることに意見が一致いたしました。</p> <p>以上のとおり決定することに御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なしと呼ぶ者あり〕</p> <p>○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。</p> | <p>なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なしと呼ぶ者あり〕</p> <p>○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。</p> <p>○委員長(石井みどり君) 継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p> <p>○委員長(石井みどり君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。</p> <p>社会保険労務士法の一部を改正する法律案、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案、労働基準法等の一部を改正する法律案、女性の健康の包括的支援に関する法律案、脳卒中対策基本法案及び臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案、以上六案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、六案の継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なしと呼ぶ者あり〕</p> <p>○委員長(石井みどり君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。</p> <p>なお、七案の要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なしと呼ぶ者あり〕</p> <p>○委員長(石井みどり君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



健康に係る社会的環境の整備が図られるようにすること。

四 保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策の有機的な連携が図られ、総合的に女性の健康の包括的支援が行われること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)のつとめ、女性の健康の包括的支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念のつとめ、女性の健康の包括的支援に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(知識の普及等)

第四条 国及び地方公共団体は、女性の健康の包括的支援に関し、広く国民の理解を深めるよう、女性の健康に関する教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発を行うとともに、女性の健康の増進に関する社会的な取組を促進するために必要な施策を講ずるものとする。(女性の健康週間)

第五条 国民の間に広く女性の健康の包括的支援に関する関心と理解を深めるため、女性の健康週間を設ける。

2 女性の健康週間は、三月三日から同月九日までとする。

3 国及び地方公共団体は、女性の健康週間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを提供する体制の整備等)

第六条 国及び地方公共団体は、女性がその保健医療に関する多様な需要、特別の需要等に応じた適切な保健医療サービスを受けられるよう、その心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的又は総合的に提供する体制の整備、福祉等との連携その他の必要な支援を図るための施策を講ずるものとする。

(出産に必要な医療を提供する施設の確保等)

第七条 国及び地方公共団体は、地域において出産に必要な医療を提供する施設が減少し、不足している状況等に鑑み、安心して子どもを産み、育てることができるよう、当該医療を提供する施設の確保、当該医療を提供する施設等に関する情報の提供その他の必要な支援を図るための施策を講ずるものとする。

(情報の収集提供体制及び相談体制の整備等)

第八条 国及び地方公共団体は、女性の健康の増進に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、女性の健康に関する各種の相談、助言又は指導を受けることができるようにするための体制の整備その他の必要な支援を図るための施策を講ずるものとする。

(女性の健康に関する調査研究の推進等)

第九条 国及び地方公共団体は、女性の健康に影響を及ぼす社会的要因に関する調査研究、女性の心身の特性に応じた保健医療の在り方等に関する調査研究その他の女性の健康に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用促進のために必要な施策を講ずるものとする。(人材の確保等)

第十条 国及び地方公共団体は、女性の健康の包括的支援に必要な保健、医療、福祉、教育等に係る人材の確保、養成及び資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。(連携の強化)

第十一条 国及び地方公共団体は、医療機関、関係団体その他女性の健康の包括的支援に関係する者と相互に連携を図りながら協力することにより、女性の健康の包括的支援の総合的かつ効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な動向及び連携についての配慮)

第十二条 国は、女性の健康の増進及びその支援に係る国際的な動向及び連携について配慮するものとする。

ものとする。

(基本方針等)

第十三条 厚生労働大臣は、第四条から第十一条までの規定により講ずべき施策その他女性の健康の包括的支援に関する施策の推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第七条第一項に規定する基本方針その他の法律の規定による方針、指針又は計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、女性の健康包括的支援推進会議の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十四条 都道府県は、基本方針を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第四条から第十一条までの規定により講ずべき施策その他女性の健康の包括的支援に関する施策につき、それらの推進に関する方針その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の方針その他の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

(施策の実施の状況の公表)

第十五条 政府は、女性の健康の包括的支援に関する施策の実施の状況等について、適時に、かつ、適切な方法により、公表するものとする。

(女性の健康包括的支援調整会議)

第十六条 政府は、厚生労働省、内閣府、文部科学省その他の関係行政機関の職員をもつて構成

する女性の健康包括的支援調整会議を設け、女性の健康の包括的支援の総合的、効果的かつ効果的な実施を図るための連絡調整を行うものとする。

(女性の健康包括的支援推進会議)

第十七条 厚生労働省に、女性の健康包括的支援推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、基本方針に関し第十三条第三項に規定する事項を処理する。

3 会議は、前項に定めるもののほか、女性の健康の包括的支援に関する施策に係る重要事項に関し、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、意見を述べることができる。

第十八条 会議は、委員二十人以内で組織する。

2 会議の委員は、女性に係る保健医療の業務に従事する者、女性の健康に係る団体を代表する者及び学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 会議の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。(組織の整備)

第十九条 政府は、女性の健康の包括的支援に関する施策を講ずるにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第六条第二項中「がん対策推進協議会」を「女性の健康包括的支援推進会議」に改める。

「がん対策推進協議会」に改める。

第十一条の三を第十一条の四とし、第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の

一条を加える。

(女性の健康包括的支援推進会議)

第十一條の二 女性の健康包括的支援推進会議については、女性の健康の包括的支援に関する法律平成二十六年法律第 号。これに基づく命令を含む。の定めるところによる。

3 (アレルギー疾患対策基本法の一部改正)

アレルギー疾患対策基本法(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち厚生労働省設置法第十一条の三の次に一条を加える改正規定中「第十一条の三を」第十一条の四に改め、第十一条の四を第十一条の五とする。

(検討)

4 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 脳卒中対策基本法

### 脳卒中対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 脳卒中対策推進基本計画等(第九条—第十一条)

第三章 基本的施策(第十二条—第十九条)

第四章 全国脳卒中対策推進協議会等(第二十条・第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、脳卒中が国民の疾病による死亡の主要な原因となつているとともに、国民が介護を要する状態等となる主要な原因となつていこと等脳卒中が国民の生命及び健康にとって重大な問題となつている現状並びに脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適

切な実施、脳卒中患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療の迅速な提供

等、脳卒中に係る保健、医療及び福祉に係るサービスの緊密な連携等が強く求められていることに鑑み、脳卒中対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務を明らかにし、並びに脳卒中対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、脳卒中対策の基本となる事項を定めること等により、脳卒中対策を総合的かつ計画的に推進すること

を目的とする。

(基本理念)

第二条 脳卒中対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 脳卒中の予防及び脳卒中を発症した場合の迅速かつ適切な対応に関する知識の普及及び啓発を図ることにより、これらの重要性に関する国民の理解と関心が深まるようにすること。

二 脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施並びに脳卒中患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療(以下単に「医療」という。)の迅速な提供、脳卒中患者及び脳卒中の後遺症を有する者に対する日常生活の支援を含む福祉サービスの提供その他の脳卒中に係る保健、医療及び福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず、かつ、継続的かつ総合的に、行われるようにすること。

三 脳卒中に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、脳卒中に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、脳卒中対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

地方公共団体の責務

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、脳卒中対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者(介護保険法平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。は、国及び地方公共団体が講ずる脳卒中の予防及び脳卒中を発症した疑いがある場合の対応方法に関する知識の普及及び啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が脳卒中の発症に及ぼす影響、高血圧症その他の脳卒中の原因となり得る疾病が脳卒中の発症に及ぼす影響等脳卒中に関する正しい知識を持ち、脳卒中の予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、自己又はその家族等が脳卒中を発症した疑いがある場合においては、できる限り早期かつ適切に対応するよう努めなければならない。

(保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務)

第七条 保健、医療又は福祉の業務に従事する者は、国及び地方公共団体が講ずる脳卒中対策に協力し、脳卒中の予防等に寄与するよう努めるとともに、良質かつ適切な脳卒中に係る保健、医療又は福祉に係るサービスを提供するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、脳卒中対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 脳卒中対策推進基本計画等

第九条 政府は、脳卒中対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、脳卒中対策の推進に関する

基本的な計画(以下「脳卒中対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 脳卒中対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 厚生労働大臣は、脳卒中対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、脳卒中対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、全国脳卒中対策推進協議会の意見を聴くものとする。

5 政府は、脳卒中対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、脳卒中に係る医療に関する状況の変化並びに脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの実施の状況、脳卒中患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供の状況等を勘案し、並びに脳卒中対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、脳卒中対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、脳卒中対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、総務大臣その他の関係行政機関の長に対して、脳卒中対策推進基本計画の策定のための資料の提出又は脳卒中対策推進基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をする

ことができる。

(都道府県脳卒中対策推進計画)

第十一条 都道府県は、脳卒中対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの実施の状況、脳卒中患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供の状況等を踏まえ、当該都道府県における脳卒中対策の推進に関する計画(以下「都道府県脳卒中対策推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、都道府県脳卒中対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、脳卒中対策に関係する者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十一条第一項の規定により都道府県脳卒中対策推進協議会を置いている都道府県にあつては、都道府県脳卒中対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県脳卒中対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法(第百十八号)第一条に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるもの及び消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第三十五条の五第一項に規定する実施基準と調和が保たれたものでなければならない。

4 都道府県は、当該都道府県における脳卒中に係る医療に関する状況の変化並びに脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの実施の状況、脳卒中患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供の状況等を勘案し、並びに当該都道府県における脳卒中対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県脳卒中対策推進計画に検討を加え、必要がある

と認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

5 第二項の規定は、都道府県脳卒中対策推進計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(脳卒中の予防等の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が脳卒中の発症に及ぼす影響並びに高血圧症その他の脳卒中の原因となり得る疾病が脳卒中の発症に及ぼす影響並びに脳卒中を発症した疑いがある場合の対応方法に関する知識の普及及び啓発その他の脳卒中の予防等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(脳卒中を発症した疑いがある傷病者の迅速かつ適切な搬送等)

第十三条 国及び地方公共団体は、脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、当該搬送及び受入れに係る体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、救急救命士及び消防法第三十五条の十の救急隊員が、傷病者の搬送に当たつて、当該傷病者について脳卒中を発症した疑いがあるかどうかを判断し、適切な処置を行うことができるよう、救急救命士及び同条の救急隊員に対する研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、脳卒中患者がその状態に応じた良質かつ適切な医療を受けることができるよう、専門的な脳卒中に係る医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、脳卒中患者であつた者の脳卒中の再発の防止を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(脳卒中患者等の福祉)

第十五条 国及び地方公共団体は、脳卒中患者及

び脳卒中の後遺症を有する者の生活の質の維持向上のための施策、脳卒中の後遺症を有する者の社会的活動への参加の促進のための施策その他の脳卒中患者及び脳卒中の後遺症を有する者の福祉を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施並びに脳卒中患者に対する良質かつ適切な医療の迅速な提供、脳卒中患者及び脳卒中の後遺症を有する者に対する日常生活の支援を含む福祉サービスの提供その他の脳卒中に係る保健、医療及び福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず、かつ、継続的かつ総合的に行われるよう、消防機関、医療機関その他の関係機関相互間の連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、脳卒中に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成を図るために必要な施策を講ずるとともに、脳卒中患者及び脳卒中の後遺症を有する者の生活の質の維持向上等に関する研修の実施その他の他の脳卒中に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者の資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(脳卒中対策に関する情報の収集及び提供等)

第十八条 国及び地方公共団体は、脳卒中対策に関する情報の収集及び提供を行うために必要な施策を講ずるとともに、脳卒中患者及び脳卒中患者であつた者並びにこれらの者の家族その他の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(研究の推進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、革新的な脳卒中に係る予防、診断、治療等に関する方法の開発発その他の脳卒中の発症率及び脳卒中による死

亡率の低下等に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、脳卒中に係る医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに脳卒中に係る医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 全国脳卒中対策推進協議会等

(全国脳卒中対策推進協議会)

第二十条 厚生労働省に、脳卒中対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)に規定する事項を処理するため、全国脳卒中対策推進協議会(以下「全国協議会」という。)を置く。

2 全国協議会は、委員二十人以内で組織する。

3 全国協議会の委員は、脳卒中患者及び脳卒中患者であつた者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、傷病者の搬送の業務に従事する者、脳卒中に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

4 全国協議会の委員は、非常勤とする。

5 前三項に定めるもののほか、全国協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県脳卒中対策推進協議会)

第二十一条 都道府県は、都道府県脳卒中対策推進計画(以下「推進計画」という。)に規定する事項を処理するため、都道府県脳卒中対策推進協議会を置くよう努めなければならない。

2 都道府県脳卒中対策推進協議会は、脳卒中患者及び脳卒中患者であつた者並びにこれらの者



の家族又は遺族を代表する者、傷病者の搬送の業務に従事する者、脳卒中に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他の都道府県が必要と認める者をもって構成する。

#### 附 則

(施行期日)  
1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)  
2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の三の次に次の一号を加える。

十七の四 脳卒中対策基本法(平成二十六年法律第 号)第九条第一項に規定する脳卒中対策推進基本計画の策定及び推進に關すること。

第六条第二項中「肝炎対策推進協議会」を「肝炎対策推進協議会」に改める。

脳卒中対策推進協議会

第十一条の三の次に次の一条を加える。

(全国脳卒中対策推進協議会)

第十一条の四 全国脳卒中対策推進協議会については、脳卒中対策基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

3 アレルギー疾患対策基本法の一部改正)

アレルギー疾患対策基本法(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第十七号の三の次に一号を加える改正規定中「第四条第一項第十七号の四」に改め、第十七号の四を第十七号の五とする。

附則第二条のうち厚生労働省設置法第六条第二項の改正規定中「肝炎対策推進協議会」を「全国脳卒中対策推進協議会」に改める。

附則第二条のうち厚生労働省設置法第十一条の三の次に一条を加える改正規定中「第十一条の三」を「第十一条の四」に改め、第十一条の四を第十一条の五とする。

(女性の健康の包括的支援に関する法律の一部改正)

4 女性の健康の包括的支援に関する法律(平成二十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二項のうち厚生労働省設置法第十一条の三を第十一条の四とし、第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に一条を加える改正規定中「第十一条の三」を「第十一条の四」を「第十一条の五」とし、第十一条の五を「第十一条の六」に改める。

附則第三項のうちアレルギー疾患対策基本法附則第二条の改正規定中「第十一条の三」を「第十一条の四」に、「第十一条の四」に「第十一条の五」に、「第十一条の四を第十一条の五」を「第十一条の五を第十一条の六」に改める。

労働基準法等の一部を改正する法律案  
労働基準法等の一部を改正する法律

(労働基準法の一部改正)

第一条 労働基準法昭和二十二年法律第四十九号の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、「休日」の下に「直前の休日の翌日から七日以内に」を加え、同条第二項を削る。

第三十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、一日を超え三箇月以内の期間及び一年間についての労働時間の延長の限度の基準は、その性質上当該基準を適用することが適当でない事業又は業務として厚生労働大臣が定める事業又は業務に係る場合を除き、三箇月については百二十時間を、一年については三百六十時間を、それぞれ超えないものとする。

第三十六条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

使用者は、前項の協定をする場合には、一日並びに一日を超え三箇月以内の期間及び一年間についての延長することができる時間又は労働させることができる休日その他厚生労働省令で定める事項について、協定しなければならない。

第三十八条の四第五項中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(労働時間管理台帳)

第七十七条の二 使用者は、各事業場ごとに労働時間管理台帳を調製し、各労働者について労働した日ごとに、始業及び終業の時刻、時間外及び休日の労働の時間数その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定めるところにより記入しなければならない。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(労働者名簿等の閲覧)

第七十八条の二 使用者は、労働者から、当該労働者について調製した労働者名簿、労働時間管理台帳(当該労働者に係る部分に限る。)及び賃金台帳(当該労働者に係る部分に限る。)の閲覧の請求があつたときは、その閲覧を拒んではならない。

第九十九条中「労働者名簿」の下に、「労働時間管理台帳」を加える。

第二百二十条第一号中「又は第六百六条から第九条まで」を、「第六百六条、第六百七条、第六百八条の二又は第九九条」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第六百七条の二又は第六百八条の規定に違反して、労働時間管理台帳若しくは賃金台帳を調製せず、又はこれらに記入すべき事項

を記入せず、若しくは虚偽の記入をした者

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第三項に後段として次のように加える。

この場合において、賃金に関する事項に係る厚生労働省令は、所定労働時間の労働に係る賃金と所定労働時間を超える時間の労働に係る賃金等とを区分して定めるものとする。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(雇入労働者数及び退職者数の公表)

第四十一条の二 労働者の募集を行う者は、労働者の適切な職業選択に資するため、厚生労働省令で定めるところにより、一定の期間内に雇入れた労働者の数及び当該労働者のうち退職した者の数を公表するように努めなければならない。

第四十八条中「第三十三条の六」の下に、「第四十一条の二」を加える。

第五十一条の三「公共職業安定所」の下に「その他の職業安定機関」を、「及び」の下に「労働者の適切な職業選択に資する情報(この法律、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)その他の労働に関する法令の規定の違反に係る事例に関する情報を含む。次条において同じ)の提供」を加え、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(労働者の適切な職業選択に資する情報の公表)

第五十一条の四 厚生労働大臣は、労働者の適切な職業選択に資する情報を整理し、これを公表するものとする。

(労働安全衛生法の一部改正)

第三条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の二 快適な職場環境の形成のための措置(第七十一条の二)」第七十一条の

四」を「第七章の二 快適な職場環境の形成のための措置(第七十一条の二―第七十一条の四)」を  
第七章の三 職場における優位性を不当に利用して労働者に苦痛を与える行為等を防止する  
ための措置(第七十一条の五―第七十一条の八)」に改める。

第七章の二の次に次の一章を加える。

第七章の三 職場における優位性を不当に利用して労働者に苦痛を与える行為等を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置)

第七十一条の五 事業者は、職場において、職務上の地位、人間関係等における優位性を不当に利用し、かつ、業務上必要な範囲を超えて、労働者に対して行われる精神的若しくは身体的な苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為を防止するため、労働者に対する周知及び啓発、労働者からの相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(指針)

第七十一条の六 厚生労働大臣は、前条の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針

を公表するものとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第七十一条の七 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第七十一条の五の行為を防止するため必要があると認めるときは、前条の指針に従い、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができ

(公表)

第七十一条の八 厚生労働大臣は、第七十一条の五の規定に違反している事業者に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の一部改正)

第四条 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

「第四章 労働時間等設定  
第五章 時間外労働等管  
第六章 罰則(第十九条・

改善実施計画(第八条―第十四条)  
理規程(第十五条―第十八条)  
第二十条」  
に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「講ずる」を「講じ」、あわせて時間外労働等の適正な管理及び削減のために事業主が講ずべき措置等について定める」に改める。

3 この法律において「時間外労働等」とは、所定労働時間を超える時間の労働及び休日の労働をいう。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「事業主等の責務等」を付し、同条第一項中「時刻の設定」の下に、「時間外労働等の実態の把握及び削減」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 事業主は、その雇用する労働者の

健康の保持及び仕事と生活の調和が図られるよう、終業から次の始業までの間に少なくとも十一時間の休息のための時間を確保するよう努めなければならない。

第四条第一項中「第二条」の下に「及び第二条の二」を加える。

第七条第一項中「及び第三十六条第三項」を「及び第三十六条第四項」に、「第三十六条第三項及び第四項」を「第三十六条第四項及び第五項」に、「第三十六条第三項中」を「第三十六条第四項中」に、「第三十六条第二項から第四項まで」を「第三十六条第三項から第五項まで」に改める。

本則に次の二章を加える。

第五章 時間外労働等管理規程

(時間外労働等管理規程の作成等)

第十五条 事業主は、常時十人以上の労働者を使用する事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、時間外労働等の適正な管理及び削減のための措置に関する規程(以下「時間外労働等管理規程」という。)を作成し、厚生労働大臣に届け出なければならない。当該時間外労働等管理規程を変更したときも、同様とする。

2 時間外労働等管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 時間外労働等の実態の正確な把握のために必要な措置に関する事項

二 時間外労働等に係る割増賃金の算定及び支払に関する事項

三 時間外労働等に係る割増賃金が支払われない場合に労働者が当該割増賃金の額に加えて支払を請求することができる金額に関する事項

四 時間外労働等の適正な管理及び削減のために必要な労働者の配置等雇用管理に関する事項

3 事業主は、第一項の規定により時間外労働等管理規程を作成するに当たっては、次条第

一項の規定により設置された時間外労働等管理委員会の意見を聴かなければならない。当該時間外労働等管理規程を変更するときも、同様とする。

4 事業主は、時間外労働等管理規程を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

5 厚生労働大臣は、事業主が時間外労働等管理規程を適正に作成し、実施するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

6 厚生労働大臣は、第一項の規定により届け出られた時間外労働等管理規程が著しく不適当であると認めるときは、当該時間外労働等管理規程を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。

7 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により時間外労働等管理規程を届け出た事業主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

8 厚生労働大臣は、前二項の規定による勧告を受けた事業主がこれらの勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(時間外労働等管理委員会)

第十六条 事業主は、前条第一項に規定する事業場ごとに、時間外労働等管理規程及びその実施状況並びに時間外労働等に係る労働者の苦情を調査審議させ、事業主に対し意見を述べさせるため、時間外労働等管理委員会を設けなければならない。

2 事業主は、時間外労働等管理委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

(報告及び検査)



第十七条 厚生労働大臣は、前二条の規定の施行に必要な限度において、第十五条第一項の規定による時間外労働等管理規程の届出をした事業主に対し、当該時間外労働等管理規程の実施状況その他の事項について報告をさせ、又は所属の職員に、当該届出に係る事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (権限の委任)

第十八条 第十五条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### 第六章 罰則

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して時間外労働等管理規程を作成せず、又は届け出なかった者

二 第十六条第一項の規定に違反して時間外労働等管理委員会を設置しなかった者

三 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 この法律の施行後第一条の規定による改正後の労働基準法(以下「新労働基準法」という。)第三十五条の規定により使用者(新労働基準法第十条に規定する使用者をいう。以下同じ。)が労働者に対して最初に与えるべき休日については、新労働基準法第三十五条中「直前の休日の翌日」とあるのは「労働基準法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日」とする。

2 この法律の施行後前項の規定により読み替えて適用する新労働基準法第三十五条の規定により使用者が労働者に対して最初に与えるべき休日については、使用者は、同条の規定の趣旨を踏まえ、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の労働基準法(以下「旧労働基準法」という。)第三十五条の規定により労働者に対して与えた休日でこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)に最も近いものからの期間を十分に考慮して与えるようにするものとする。

3 使用者は、旧労働基準法第三十五条第二項の規定により四週間を通じ四日以上の日を与えることとした場合において、これにより与えるべき休日のうち、この法律の施行の際まだ与えていない休日として厚生労働省令で定めるものがあるときは、施行日から起算して四週間以内、当該与えていない休日の日数に相当する日数の休日、新労働基準法第三十五条の規定により与える休日とは別の日に与えなければならぬ。

4 前項の規定により与える休日は、新労働基準法第三十五条に規定する直前の休日には含まれないものとする。

5 第三項の規定に違反した者は、六月以下の懲

役又は三十万円以下の罰金に処する。

6 第三項の違反行為をした者が、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても前項の罰金刑を科する。

(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 この法律の施行の際現に常時十人以上の労働者を事業場において使用する事業主については、第四条の規定による改正後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第十五条第一項の規定は、施行日から起算して六十日間は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)  
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律

目次中「第四章の二 衛生検査所(第二十条の三―第二十条の九)」を「第四章の二 衛生検査所(第二十条の三―第二十条の九)に改める。」に改める。

第二条中「微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査」を「人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの(以下「検体検査」という。)」に改める。

第十五条第二号中「第二条に規定する検査(同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。第二十条の三において同じ。)」を「検体検査」に改める。

第二十条の三第一項中「人体から排出され、又は採取された検体について第二条に規定する検査」を「検体検査」に改め、同条第二項中「管理組織」の下に「検体検査の精度管理(検体検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)」の

律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)  
第六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「及び第七十条」を「第七十条及び第七十一条の五」に改める。

臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案  
臨床検査技師等に関する法律及び医療法のの一部を改正する法律

第一条 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正)  
第一条 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

「第四章の二 衛生検査所 第二十条 雑則」

方法」を加え、「第二条に規定する検査の業務(以下「検査業務」という。)」を「検体検査の業務」に改め、同条第三項第三号中「検査業務」を「検体検査の業務」に改める。

第二十条の四第三項中「管理組織」の下に「検体検査の精度管理の方法」を加え、同条第四項中「検査業務」を「検体検査の業務」に改める。

第二十条の六中「検査業務」を「検体検査の業務」に、「又は管理組織」を「管理組織又は検体検査の精度管理の方法」に改める。

第二十条の七中「管理組織」の下に「検体検査の精度管理の方法」を加える。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 雑則

する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案  
社会保険労務士法の一部を改正する法律  
社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九  
号)の一部を次のように改正する。  
第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとし

て  
(　)

第一号の六中「民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三百六十八条第一項に定める額」を「百二十

万巴」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 社会保険労務士は、事業における労働管理その他の労働に関する事項及び労働社会

俣野計法令に基づく社会俣野に関する事項につ  
 いて、裁判所において、補佐人として、弁護士  
 である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をする  
 ことができる。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

第二十五条の九の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(業務の範囲)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条の九の二 前条第一項に規定するもののほか、社会保険労務士法人は、第二条の二第二項の規定により社会保険労務士が処理することのできる事務を当該社会保険労務士法人の社員

員又は使用人である社会保険労務士（以下この条及び第二十五条の二十四第四項において「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該社会保険労務士法人は、委託者に、当該社会保険労務士法人の社員等のうちからその補佐人を選任さ

## せち

第二十五条の十一第一項中「共同して」を削る。  
第二十五条の二十二第一項に次の一号を加え

年を超えな

ら施行する

第二条 この法律の施行の日前に社会保険労務士又は社会保険労務士法人がしたこの法律による

改正前の社会保険労務士法第二条第一項第一号の六に掲げる業務の範囲を超える行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案  
財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案  
財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律（昭和二十八年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付け等に関する法律

第一条の見出しを「遺族会に対する無償貸付」に改め、同条中「日本国とアメリカ合衆国と

の間の安全保

により日本国

「この法律の施行の際現に東京都千代田区三年町一番地に主たる事務所を有する財団法人日本遺族会(を「一般財団法人日本遺族会(昭和二十八年三月十一日に財団法人日本遺族会という名称で設立された法人をいう。に、「もとの」を」元の)に改め、「(以下「遺族」という。)」を削り、事業の下に「であつて厚生労働大臣の指定するもの」を加え、「その建物及び国有財産たる別表第二の土地のうちその建物の使用に必要な部分」を「当該特定施設」に改める。

第三条第一項中「国有財産」を「特定施設」に、

「貸付」を「貸付け」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「第一条の規定により貸し付けた財産の所管大臣を」を「財務大臣に」、「聞き」を「聴き」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「同項に規定する財産の所管大臣」を「財務大臣」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項中「前条を」を「第一条に」、「貸付」を「貸付け」に、「財産を左に掲げる」を「特定施設を同条に規定する」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（民間事業者に対する土地の貸付け及びその土地の上の特定施設の取得）

第二条 政府は、民間事業者に対し、別表に掲げる土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができる。

2 政府は、前条の規定による貸付けに充てたるため、前項の規定による貸付けの対価の一部として、同項の土地の上の一棟の建物の一部（以下「特定施設」という。）を取得することができる。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表（第二条関係）

一 東京都千代田区九段南一丁目五番一 所在  
宅地 七千八百七十一・七〇平方メートル

二 東京都千代田区九段南一丁目五番六 所在  
宅地 八百十二・〇二平方メートル

三 東京都千代田区九段南一丁目五番九 所在  
宅地 二十八・八七平方メートル

四 東京都千代田区九段南一丁目五番十 所在  
宅地 百四・七三平方メートル

五 東京都千代田区九段南一丁目五番十一 所在  
宅地 三十八・六二平方メートル

附 則  
宅地 三十八・六二平方メートル

（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
2 この法律の施行の際現に改正前の財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第一条の規定によりされている貸付けについては、同法の規定は、この法律の施行後も、改正後の一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付け等に関する法律第二条第一項の規定により同項の土地が貸し付けられる日の前日又はこの法律の施行の日から起算して一年を経過する日のいずれか早い日までの間、なおその効力を有する。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案  
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案

（目的）  
第一条 この法律は、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を図ることが当該専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現のために重要であることに鑑み、専門的知識等を有する有期雇用労働者がその有する能力を維持向上することができるようにするなど有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置を講じ、併せて労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）の特例を定め、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）  
第二条 この法律において「専門的知識等」とは、専門的な知識、技術又は経験であつて、高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当するものをいう。

2 この法律において「有期雇用労働者」とは、事業主と期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を締結している労働者をいう。

3 この法律において「特定有期雇用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する有期雇用労働者をいう。

一 専門的知識等を有する有期雇用労働者（事業主との間で締結された有期労働契約の契約期間に当該事業主から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が厚生労働省令で定める額以上である者に限る。）であつて、当該専門的知識等を必要とする業務（五年を超える一定の期間内に完了することが予定されているものに限る。）以下「特定有期業務」という。）に就くもの（次号に掲げる有期雇用労働者に該当するものを除く。）

二 定年（六十歳以上のものに限る。以下同じ。）に達した後引き続き続いて当該事業主（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条第二項に規定する特殊関係事業主にその定年後に引き続き雇用される場合にあつては、当該特殊関係事業主。以下同じ。）に雇用される有期雇用労働者

（基本指針）  
第三条 厚生労働大臣は、事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 特定有期雇用労働者の雇用の動向に関する事項

二 事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容に関する事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ

を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（第一種計画の認定）  
第四条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主が行う第一種特定有期雇用労働者（特定有期雇用労働者のうち第二条第三項第一号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画（以下「第一種計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その第一種計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第一種計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該事業主が雇用する第一種特定有期雇用労働者（以下「計画対象第一種特定有期雇用労働者」という。）が就く特定有期業務の内容並びに開始及び完了の日

二 計画対象第一種特定有期雇用労働者（以下「計画対象第一種特定有期雇用労働者」という。）が就く特定有期業務の内容並びに開始及び完了の日

職業生活を通じて発揮することができる能力の維持向上を自主的に図るための教育訓練を受けるための有給休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与に関する措置その他の能力の維持向上を自主的に図る機会に付与する措置（次項第三号において「有給教育訓練休暇付与等の措置」という。）その他の当該事業主が行う計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

三 その他厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その第一種計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に規定する特定有期業務が第二条第一項の厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を必要とする業務であること。

二 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

三 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

四 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

五 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

六 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

七 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

八 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

九 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

十 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

十一 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

十二 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

十三 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

十四 計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に

を要する専門的知識等を必要とする業務であること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

三 前号に定めるもののほか、有給教育訓練休暇付与等の措置その他の当該事業主が行う雇用管理に関する措置の内容が計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置として有効かつ適切なものであること。

(第一種計画の変更等)

第五号 前条第一項の認定に係る事業主(以下「第一種認定事業主」という。)は、同項の認定に係る第一種計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の認定に係る第一種計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「第一種認定計画」という。)が同条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(第二種計画の認定)

第六号 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主が行う第二種特定有期雇用労働者(特定有期雇用労働者のうち第二号第三項第二号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。)の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画(以下「第二種計画」という。)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その第二種計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第二種計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該事業主が雇用する第二種特定有期雇用労働者(以下「計画対象第二種特定有期雇用労働者」という。)に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮その他の当該事業主が行う計画対象第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

二 その他厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その第二種計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項各号に掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前号に定めるもののほか、前項第一号に掲げる配置、職務及び職場環境に関する配慮その他の当該事業主が行う雇用管理に関する措置の内容が計画対象第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置として有効かつ適切なものであること。

(第二種計画の変更等)

第七号 前条第一項の認定に係る事業主(以下「第二種認定事業主」という。)は、同項の認定に係る第二種計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の認定に係る第二種計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「第二種認定計画」という。)が同条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(労働契約法の特例)

第八号 第一種認定事業主と当該第一種認定事業主が雇用する計画対象第一種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成二十六年法律第 号)第五条第二項に規定する第一種認定計画に記載された同法第二条第三項第一号に規定する特定有期業務の開始の日から完了の日までの期間(当該期間が十年を超える場合にあつては、十年)」とする。

2 第二種認定事業主と当該第二種認定事業主が雇用する計画対象第二種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、定年後引き続き当該第二種認定事業主に雇用されている期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

雇用する計画対象第二種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、定年後引き続き当該第二種認定事業主に雇用されている期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

(援助)

第九号 国は、第一種認定計画に係る計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を講ずる第一種認定事業主に対して、必要な助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十号 厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二種認定事業主に対し、第一種認定計画又は第二種認定計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第十一号 厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二種認定事業主に対し、第一種認定計画に記載された第四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は第二種認定計画に記載された第六条第二項各号に掲げる事項の実施状況について報告を求めることができる。

(適用除外)

第十二号 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員については、適用しない。

2 この法律は、同居の親族のみを使用する事業については、適用しない。

(権限の委任)

第十三号 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)  
第十四号 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行前にあつても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、基本指針を定めることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において第三条第一項から第三項までの規定により定められた基本指針とみなす。

(経過措置)

第三条 特定有期雇用労働者であつて施行日前に労働契約法第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えたことになつた者に係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

(社会保険労務士法の一部改正)

第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
別表第二十号の二十四の次に次の一号を加える。

二十の二十五 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成二十六年法律第 号)

(厚生労働省設置法の一部改正)

第五条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第九条第一項第四号中「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十

号」の下に「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成二十六年法律第 号)」を加える。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、憲法をいかし、安心の医療・介護を実現することに関する請願(第二七七七号)
- 一、パーキンソン病患者・家族の視点に立った療養生活の質的向上に関する請願(第二七七八号)
- 一、障害者の生きる権利を保障するヘルパー派遣制度に関する請願(第二七七九号)
- 一、憲法二十五条に基づく権利としての福祉実現に関する請願(第二七八〇号)
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二七八一号)
- 一、介護保険制度における利用料負担の廃止等に関する請願(第二七八二号)
- 一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第二七八三号)(第二七八四号)(第二七八五号)
- 一、肝硬変・肝がん患者の療養支援の推進に関する請願(第二七八六号)(第二七八七号)(第二七八八号)
- 一、自己免疫性肝疾患患者の療養支援の推進に関する請願(第二七八九号)(第二七九〇号)
- 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願(第二七九一号)(第二七九二号)(第二七九三号)
- 一、てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第二七九四号)
- 一、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願(第二七九五号)

- 一、筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願(第二七九六号)(第二七九七号)
- 一、医療・介護総合法案の廃案を求めることに関する請願(第二七九八号)
- 一、B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願(第二七九九号)(第二八〇〇号)(第二八〇一号)(第二八〇二号)(第二八〇三号)(第二八〇四号)(第二八〇五号)(第二八〇六号)(第二八〇七号)(第二八〇八号)
- 一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業における公正な賃金・労働条件の確保に関する請願(第二八〇九号)
- 一、二・五%の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願(第二八四八号)
- 一、社会保障の切捨て中止に関する請願(第二九四九号)(第二九五〇号)
- 一、社会保障の拡充に関する請願(第二九五一号)(第二九五二号)(第二九五三号)
- 一、全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願(第二九五四号)(第二九五五号)(第二九五六号)(第二九五七号)(第二九五八号)(第二五九号)(第二九六〇号)(第二九六一号)(第二九六二号)(第二九六三号)(第二九六四号)
- 一、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員に関する請願(第二九六五号)
- 一、パーキンソン病患者・家族の視点に立った療養生活の質的向上に関する請願(第二九六六号)
- 一、憲法をいかし、将来に希望の持てる年金を求めることに関する請願(第二九六七号)(第二九六八号)
- 一、憲法をいかし安定した雇用を求めることに関する請願(第二九六九号)
- 一、パート労働法の実効ある改正に関する請願(第二九七〇号)
- 一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第二九七一号)(第二九七二号)(第二九七三号)(第二九七四号)(第二九七五号)(第二九七六号)(第二九七七号)(第二九七八号)(第二九七九号)(第二九八〇号)(第二九八一号)

- 一、生活保護基準引下げ反対に関する請願(第二九八四号)
- 一、自治体非正規雇用・公務公共関係労働者の雇用・待遇の抜本改善に関する請願(第二九八五号)(第二九八六号)
- 一、てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第二九八七号)
- 一、現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願(第二九八八号)
- 一、筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願(第二九八九号)(第二九九〇号)
- 一、医療・介護総合法案の廃案を求めることに関する請願(第二九九一号)
- 一、B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願(第二九九二号)(第二九九三号)(第二九九四号)(第二九九五号)(第二九九六号)(第二九九七号)(第二九九八号)(第二九九九号)
- 一、労働法制の大改善をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願(第三〇〇〇号)(第三〇〇一号)(第三〇〇二号)(第三〇〇三号)(第三〇〇四号)(第三〇〇五号)(第三〇〇六号)(第三〇〇七号)(第三〇〇八号)(第三〇〇九号)(第三〇一〇号)
- 一、こどもの城、青山劇場、青山円形劇場の存続に関する請願(第三〇一一号)(第三〇一二号)(第三〇一三号)
- 一、じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願(第三〇一四号)(第三〇一五号)(第三〇一六号)(第三〇一七号)(第三〇一八号)(第三〇一九号)(第三〇二〇号)(第三〇二一号)(第三〇二二号)(第三〇二三号)(第三〇二四号)
- 一、被災者の雇用の確保、医療・介護の利用者負担等の減免措置に関する請願(第三〇二五号)
- 一、身体障害者手帳等級の改善に関する請願

- (第三〇二六号)(第三〇二七号)(第三〇二八号)(第三〇二九号)
- 一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第三〇六八号)(第三〇六九号)
- 一、肝硬変・肝がん患者の療養支援の推進に関する請願(第三〇七〇号)
- 一、自己免疫性肝疾患患者の療養支援の推進に関する請願(第三〇七一号)
- 一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願(第三〇七二号)
- 一、筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願(第三〇七三号)
- 一、B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願(第三〇七四号)(第三〇七五号)(第三〇七六号)
- 一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業における公正な賃金・労働条件の確保に関する請願(第三〇七七号)
- 一、保険で良い歯科医療の実現に関する請願(第三〇七五号)
- 一、国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願(第三一〇六号)
- 一、七十七歳以上の患者窓口負担一割の継続に関する請願(第三一〇七号)
- 一、全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願(第三一〇八号)
- 一、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員に関する請願(第三一〇九号)
- 一、障害者の生きる権利を保障するヘルパー派遣制度に関する請願(第三一一〇号)
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三一一一号)
- 一、介護保険制度における利用料負担の廃止等に関する請願(第三一二号)
- 一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第三一二三号)(第三一二四号)(第三一二五号)
- 一、肝硬変・肝がん患者の療養支援の推進に関

する請願(第三二一六号)(第三二一七号)  
一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願(第三二一八号)(第三二一九号)  
一、医療・介護総合法案の廃案を求めることに関する請願(第三二二〇号)  
一、B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願(第三二二一号)(第三二二二号)(第三二二三号)  
一、労働者派遣法の早期抜本改正に関する請願(第三二二四号)  
一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業における公正な賃金・労働条件の確保に関する請願(第三二二五号)(第三二二六号)  
一、医療・介護総合法案の廃案を求めることに関する請願(第三二二七号)  
一、身体障害者手帳等級の改善に関する請願(第三二二八号)  
一、社会保障の切捨て中止に関する請願(第三二二九号)  
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三二五五号)  
一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第三二五七号)(第三二五八号)  
一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願(第三二五九号)(第三二六〇号)  
一、筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願(第三二六一号)  
一、B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願(第三二六二号)(第三二六三号)(第三二六四号)  
一、身体障害者手帳等級の改善に関する請願(第三二六五号)  
一、お金の心配がない保険で良い歯科医療の実現に関する請願(第三二六六号)  
一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第三二六七号)

一、生活保護費、年金、最低賃金の引上げに関する請願(第三二〇六号)  
一、憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社会保障の充実を進めることに関する請願(第三二〇七号)  
一、憲法をいかし、安心の医療・介護を実現することに関する請願(第三二〇八号)(第三二〇九号)(第三二一〇号)(第三二一一号)(第三二一二号)(第三二一三号)(第三二一四号)(第三二一五号)(第三二一六号)(第三二一七号)(第三二一八号)  
一、高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる制度の創設に反対することに関する請願(第三二一九号)(第三二二〇号)(第三二二一号)(第三二二二号)(第三二二三号)(第三二二四号)(第三二二五号)(第三二二六号)(第三二二七号)(第三二二八号)(第三二二九号)  
一、社会保障と税の一体改革の中止、医療・介護、年金、保育などの拡充に関する請願(第三二三〇号)  
一、パーキンソン病患者・家族の視点に立った療養生活の質的向上に関する請願(第三二三一号)  
一、障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第三二三二号)(第三二三三号)  
一、てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第三二三四号)  
一、B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願(第三二三五号)  
一、労働法制の大改善をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願(第三二三六号)  
一、労働者派遣法の抜本改正を求めることに関する請願(第三二三七号)  
一、人間らしく働き生活できる雇用の実現に関する請願(第三三三八号)  
第二二七七号 平成二十六年六月十三日受理  
憲法をいかし、安心の医療・介護を実現すること

に関する請願  
請願者 神奈川県足柄上郡大井町 小岩さつき 外千八百四十二名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第四一号と同じである。  
第二二七八号 平成二十六年六月十三日受理  
パーキンソン病患者・家族の視点に立った療養生活の質的向上に関する請願  
請願者 奈良県桜井市 辻正宏 外六百十七名  
紹介議員 秋野 公造君  
この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。  
第二二七九号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者の生きる権利を保障するヘルパー派遣制度に関する請願  
請願者 岡山県笠岡市 秋田悦子 外九百九十九名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第六五三号と同じである。  
第二二八〇号 平成二十六年六月十三日受理  
憲法二十五条に基づく権利としての福祉実現に関する請願  
請願者 京都市 森住泰三 外八百七十九名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。  
第二二八一号 平成二十六年六月十三日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 大分県速見郡日出町 今村裕之 外千二百九十九名  
紹介議員 足立 信也君  
この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。  
第二二八二号 平成二十六年六月十三日受理  
介護保険制度における利用料負担の廃止等に関する

る請願  
請願者 長崎県諫早市 石原一広 外六千九百九十九名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。  
第二二八三号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 福岡県糸島市 堤彩香 外九百九十九名  
紹介議員 長峯 誠君  
この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。  
第二二八四号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 さいたま市 木村千夏 外九百九十九名  
紹介議員 西田 実仁君  
この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。  
第二二八五号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 東京都港区 世古貴裕 外千一名  
紹介議員 三原じゅん子君  
この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。  
第二二八六号 平成二十六年六月十三日受理  
肝硬変・肝がん患者の療養支援の推進に関する請願  
請願者 埼玉県戸田市 田中友里 外九百九十九名  
紹介議員 西田 実仁君  
この請願の趣旨は、第一七六三号と同じである。  
第二二八七号 平成二十六年六月十三日受理  
肝硬変・肝がん患者の療養支援の推進に関する請願  
請願者 東京都江東区 齊藤憲夫 外九百九十九名



紹介議員 三原じゅん子君  
この請願の趣旨は、第一七六三号と同じである。

第二七八八号 平成二十六年六月十三日受理  
肝硬変・肝がん患者の療養支援の推進に関する請願  
請願者 千葉県君津市 金野絵美 外千九百九十九名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一七六三号と同じである。

第二七八九号 平成二十六年六月十三日受理  
自己免疫性肝疾患患者の療養支援の推進に関する請願  
請願者 東京都町田市 萩原ミチ 外四百九十九名  
紹介議員 三原じゅん子君  
この請願の趣旨は、第一八一一号と同じである。

第二七九〇号 平成二十六年六月十三日受理  
自己免疫性肝疾患患者の療養支援の推進に関する請願  
請願者 長野市 吉岡由佳 外千四百六十九名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第一八一一号と同じである。

第二七九一号 平成二十六年六月十三日受理  
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願  
請願者 宮崎市 本田清子 外二千二十五名  
紹介議員 長峯 誠君  
この請願の趣旨は、第一八九八号と同じである。

第二七九二号 平成二十六年六月十三日受理  
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願  
請願者 大分県別府市 小林正則 外千六

紹介議員 足立 信也君  
この請願の趣旨は、第一八九八号と同じである。

第二七九三号 平成二十六年六月十三日受理  
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願  
請願者 鳥取市 石井照道 外三千三百七

紹介議員 三原じゅん子君  
この請願の趣旨は、第一八九八号と同じである。

第二七九四号 平成二十六年六月十三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願  
請願者 埼玉県深谷市 島田正夫 外千二

紹介議員 西田 実仁君  
この請願の趣旨は、第二一一四号と同じである。

第二七九五号 平成二十六年六月十三日受理  
現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願  
請願者 大分県中津市 佐藤智幸 外千七

紹介議員 足立 信也君  
この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。

第二七九六号 平成二十六年六月十三日受理  
筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願  
請願者 群馬県高崎市 飯塚幸子 外二百二十四名  
紹介議員 高階恵美子君  
この請願の趣旨は、第二二七〇号と同じである。

第二七九七号 平成二十六年六月十三日受理  
筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願  
請願者 東京都練馬区 磯部檜水夏 外二百十八名

紹介議員 三原じゅん子君  
この請願の趣旨は、第二二七〇号と同じである。

第二七九八号 平成二十六年六月十三日受理  
医療・介護総合法案の廃案を求めることに関する請願  
請願者 群馬県太田市 小菅啓司 外七十

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

第二七九九号 平成二十六年六月十三日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 京都府京丹後市 田畑つね子 外二百二十七名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二八〇〇号 平成二十六年六月十三日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 石川県かほく市 竹田愛子 外二百五十二名  
紹介議員 山田 修路君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二八〇一号 平成二十六年六月十三日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 広島県呉市 末原健太 外百五十五名  
紹介議員 溝手 顕正君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二八〇二号 平成二十六年六月十三日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 広島県廿日市市 古道政博 外三百五十七名  
紹介議員 柳田 稔君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二八〇三号 平成二十六年六月十三日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 福島市 財津イネ子 外三百六十

紹介議員 荒井 広幸君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二八〇四号 平成二十六年六月十三日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 宮城県大崎市 鈴木みよ子 外四百二十二名  
紹介議員 和田 政宗君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二八〇五号 平成二十六年六月十三日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 岐阜県羽島郡岐南町 渡辺町子 外四百三十一名  
紹介議員 小見山幸治君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二八〇六号 平成二十六年六月十三日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 愛媛県松山市 竹田達也 外六百十五名  
紹介議員 山本 順三君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二八〇七号 平成二十六年六月十三日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 東京都東村山市 土屋利津子 外三百八十四名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二八〇八号 平成二十六年六月十三日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 愛知県稲沢市 鳥巢和代 外七百三十七名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二八〇九号 平成二十六年六月十三日受理  
震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業における公正な賃金・労働条件の確保に関する請願  
請願者 北九州市 山崎晶子 外千七百七十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七三八号と同じである。

第二九四八号 平成二十六年六月十三日受理  
二・五％の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願  
請願者 島根県松江市 福岡美智子 外三千七十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第二九四九号 平成二十六年六月十三日受理  
社会保障の切捨て中止に関する請願  
請願者 札幌市 和泉俊夫 外十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第二九五〇号 平成二十六年六月十三日受理  
社会保障の切捨て中止に関する請願  
請願者 千葉県銚子市 石毛辰夫 外二百六十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第二九五五号 平成二十六年六月十三日受理  
社会保障の拡充に関する請願  
請願者 東京都北区 小向和子 外四千九百六十六名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第二九五二号 平成二十六年六月十三日受理  
社会保障の拡充に関する請願  
請願者 東京都足立区 斉藤真喜子 外四千九百六十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第二九五三三号 平成二十六年六月十三日受理  
社会保障の拡充に関する請願  
請願者 東京都北区 高山郁子 外四千九百六十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三九六号と同じである。

第二九五四号 平成二十六年六月十三日受理  
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 長野市 森山空 外六千四百八十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第二九五五号 平成二十六年六月十三日受理  
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 和歌山県田辺市 太田怜 外六千四百八十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第二九五六号 平成二十六年六月十三日受理  
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 岩手県釜石市 柳葉千恵子 外六千四百八十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第二九五七号 平成二十六年六月十三日受理  
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 東京都板橋区 藤本愛 外六千四百八十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第二九五八号 平成二十六年六月十三日受理  
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 京都市 重松涼子 外六千四百八十八名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第二九五九号 平成二十六年六月十三日受理  
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 東京都板橋区 高木康子 外六千四百八十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第二九六〇号 平成二十六年六月十三日受理  
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 山梨県甲府市 神田綾香 外六千四百八十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第二九六一号 平成二十六年六月十三日受理  
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 福島県いわき市 平野清子 外六千四百八十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第二九六二号 平成二十六年六月十三日受理  
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 大阪府寝屋川市 市川マリ子 外六千四百八十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第二九六三三号 平成二十六年六月十三日受理  
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 長崎県雲仙市 中村龍一 外六千四百八十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第二九六四号 平成二十六年六月十三日受理  
全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 大阪府枚方市 山崎正行 外六千四百八十八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第二九六五号 平成二十六年六月十三日受理  
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員に関する請願  
請願者 札幌市 田沢一朗 外三十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第二九六六号 平成二十六年六月十三日受理  
パーキンソン病患者・家族の視点に立った療養生活の質的向上に関する請願  
請願者 広島県福山市 西浜広明 外二千九百五十八名

紹介議員 山東 昭子君  
この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第二九六七号 平成二十六年六月十三日受理  
憲法をいかし、将来に希望の持てる年金を求める  
ことに関する請願  
請願者 神奈川県平塚市 原理代 外五千  
三百五十八名  
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二九六八号 平成二十六年六月十三日受理  
憲法をいかし、将来に希望の持てる年金を求める  
ことに関する請願  
請願者 横浜市 篠原文江 外五千三百五  
十八名

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第六六五号と同じである。

第二九六九号 平成二十六年六月十三日受理  
憲法をいかし安定した雇用を求めることに関する  
請願  
請願者 北海道旭川市 河野明美 外四千  
三百三十七名

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第八一八号と同じである。

第二九七〇号 平成二十六年六月十三日受理  
パート労働法の実効ある改正に関する請願  
請願者 宮崎県都城市 八田千春 外二十  
三名

紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第八二一号と同じである。

第二九七一号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 岐阜県本巣郡北方町 北村まつえ  
外四千八百九十八名  
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九七二号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 奈良市 大久保陽子 外四千八百  
九十八名  
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九七三号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 北海道小樽市 福士謙太郎 外四  
千八百九十八名  
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九七四号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 東京都大田区 小林千春 外四千  
八百九十八名  
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九七五号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 大阪府守口市 妙谷光優 外四千  
八百九十八名  
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九七六号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 千葉県市原市 新井幸子 外四千  
九百四名  
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九七八号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市 伊藤実穂 外四  
千八百九十八名  
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九七九号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 大阪市 宮家佳子 外四千八百九  
十八名  
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九八〇号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 福岡県筑紫郡那珂川町 坪根岩男  
外四千八百九十八名  
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九八一号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 奈良県葛城市 山本美穂 外四千  
八百九十八名  
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九八二号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 仙台市 小山孝之 外二百七十一  
名  
紹介議員 愛知 治郎君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九八三号 平成二十六年六月十三日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 東京都清瀬市 小室潤 外三千三  
百名  
紹介議員 藤巻 健史君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第二九八四号 平成二十六年六月十三日受理  
生活保護基準引下げ反対に関する請願  
請願者 高知県四万十市 都築智恵 外五  
千五百六十四名  
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一六〇三号と同じである。

第二九八五号 平成二十六年六月十三日受理  
自治体非正規雇用・公務員関係労働者の雇用・  
待遇の抜本改善に関する請願  
請願者 名古屋市長 山口順子 外二千三百  
八十名  
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二二〇二号と同じである。

第二九八六号 平成二十六年六月十三日受理  
自治体非正規雇用・公務員関係労働者の雇用・  
待遇の抜本改善に関する請願  
請願者 東京都中野区 佐藤栄子 外二千  
三百八十一名  
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二二〇二号と同じである。

第二九八七号 平成二十六年六月十三日受理  
てんかんのある人とその家族の生活を支えること  
に関する請願  
請願者 大分市 阿部洋子 外千四百四十四  
名  
紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第二二一四号と同じである。

第二九八八号 平成二十六年六月十三日受理

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の拡充・強化に関する請願

請願者 千葉県市川市 前田澤子 外九千三百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二一六八号と同じである。

第二九八九号 平成二十六年六月十三日受理

筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願

請願者 千葉県佐倉市 岩井仁 外六百六十五名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第二二七〇号と同じである。

第二九九〇号 平成二十六年六月十三日受理

筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願

請願者 京都市 脇本郁江 外百九十九名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第二二七〇号と同じである。

第二九九一号 平成二十六年六月十三日受理

医療・介護総合法案の廃案を求めることに関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市 高橋源市 外五十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

第二九九二号 平成二十六年六月十三日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願

請願者 大阪市 比嘉和信 外二百四十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二九九三号 平成二十六年六月十三日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願

請願者 東京都杉並区 後藤正春 外三百十三名

紹介議員 吉良よし子君

請願者 奈良県大和高田市 東容子 外二百七十一名

紹介議員 前田 武志君

この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二九九四号 平成二十六年六月十三日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願

請願者 沖縄県那覇市 奥間ミエ 外二百一名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二九九五号 平成二十六年六月十三日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市 秋澤光江 外二百三十五名

紹介議員 高橋 克法君

この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二九九六号 平成二十六年六月十三日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願

請願者 大分県由布市 山下寿文 外二百八十七名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二九九七号 平成二十六年六月十三日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願

請願者 川崎市 井上千代子 外百九十五名

紹介議員 牧山ひろえ君

この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二九九八号 平成二十六年六月十三日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願

請願者 東京都杉並区 後藤正春 外三百十三名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第二九九九号 平成二十六年六月十三日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願

請願者 新潟県長岡市 陶元元 外六百六十六名

紹介議員 風間 直樹君

この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第三〇〇〇号 平成二十六年六月十三日受理

労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 石川県金沢市 坂口大樹 外千一百一名

紹介議員 井上 哲士君

安倍内閣は、女性を活用し、日本を世界で一番企業が活動しやすい国にするために、今でさえ不十分な労働法制の規制を更に緩和させようとしている。非正規雇用が二千万人を超え、若者を使い捨てにするブラック企業が社会問題化する中、今求められているのは、正規が当たり前の働き方と生活できる賃金である。誰もが憲法に保障された権利を守られ、安心して働き続けられるルールの確立を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、解雇や雇止めを規制して、安定した雇用制度にすること。限定正社員や解雇の金銭解決制度など、解雇をしやすくするルール作りは行わないこと。

二、残業代をゼロにする労働時間(残業)規制の骨抜きや労働者派遣の拡大など、労働法制の規制緩和をやめること。

三、「均等待遇」原則を確立し、非正規雇用労働者の差別的待遇を改善すること。ブラック企業をなくするため、働くルールの整備を進めること。

第三〇〇一号 平成二十六年六月十三日受理

労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 神戸市 春名良子 外千一百一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三〇〇二号 平成二十六年六月十三日受理

労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 北海道旭川市 及川幸枝 外千一百一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三〇〇三号 平成二十六年六月十三日受理

労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 東京都東村山市 中山てい子 外千一百一名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三〇〇四号 平成二十六年六月十三日受理

労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 京都府京田辺市 松元夏海 外千一百一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三〇〇五号 平成二十六年六月十三日受理

労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 東京都大田区 小林妙子 外千一百六十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三〇〇六号 平成二十六年六月十三日受理

労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 横浜市 森田美登里 外千一百一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三〇〇七号 平成二十六年六月十三日受理

労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 北海道稚内市 阿部雅子 外千一百一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三〇〇八号 平成二十六年六月十三日受理

労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 大阪市 末光優美子 外千一百一名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三〇〇九号 平成二十六年六月十三日受理

労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 島根県浜田市 清井聡美 外千一百一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三〇一〇号 平成二十六年六月十三日受理

労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 神戸市 永田圭子 外千一百一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三〇一一号 平成二十六年六月十三日受理

子どもの城、青山劇場、青山円形劇場の存続に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市 小林尚朗 外五千七百七十五名

紹介議員 中曽根弘文君

厚生労働省が二〇一二年九月、老朽化と全国に児童館が整備されたことを理由に、こどもの城及び青山劇場、青山円形劇場を二〇一四年度末で閉館すると発表した。こどもの城は、首都圏唯一の大型児童館として多くの子供、父母が利用している。子供たちが楽しみながら主体的に参加できる音楽コンサート、様々な工作、スポーツ、キャンプ活動など工夫された多彩なプログラムがあり、子供の豊かな成長に大きな役割を果たしている。保育施設もあり、父母の子育ての手助けにもなっている。児童館の整備状況は区市町村によって大きな格差がある。東京都児童会館が二〇一二年三月末で閉館しており、こどもの城が閉館になれば、首都圏の大型児童館はゼロになってしまう。また、こどもの城で生み出されたプログラムが全国に普及しており、全国の児童館のセンターとして日本の児童館全体をレベルアップするという他にない役割を果たしている。小児保健部は、発達障害のケア、ダウン症のケア、心のケアなどの専門的なケアを行っており、利用者のかけがえのないよりどころとなっている。青山劇場、青山円形劇場は、文化を発信、創造する拠点となっており稼働率も約九〇％である。青山劇場は、優れた舞台機構がありミュージカルなどに愛用されている。円形劇場は、完全円形の舞台を備え全国的にも貴重な劇場である。両劇場では、コンテンポラリー・ダンスの国際的祭典やこどもの城ならではの子供向けオペレッタなど、優れた自主企画が催されている。閉館は、表現の場を奪い一つの文化を喪失させるものである。二〇一二年九月に採択された「文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願」にも、同年六月に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の精神にも反している。これらの施設は、年間八十万人の利用があり、厚生労働省の行政レビューシートでも優先度の高い事業とされてきた。建物

本体の耐震性は十分あり、大規模改修を行えば、これから三十年間使える施設である。

これは、次の事項について実現を図られたこと。一、こどもの城、青山劇場、青山円形劇場の閉館を撤回し、存続させること。

第三〇一二号 平成二十六年六月十三日受理

こどもの城、青山劇場、青山円形劇場の存続に関する請願

請願者 東京都目黒区 高泉淳子 外五千四百名

紹介議員 有村 治子君

この請願の趣旨は、第三〇一一号と同じである。

第三〇一三号 平成二十六年六月十三日受理

こどもの城、青山劇場、青山円形劇場の存続に関する請願

請願者 東京都目黒区 鈴木一成 外五千五百十四名

紹介議員 中川 雅治君

この請願の趣旨は、第三〇一一号と同じである。

第三〇一四号 平成二十六年六月十三日受理

じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願

請願者 新潟市 神戸秀彦 外六百五十五名

紹介議員 井上 哲士君

じん肺は最古にして今なお最大の職業病である。いまだに二万人近くのじん肺病有見者があり、毎年新たに五百人を超える最重症患者が認定されている。石炭じん肺やトンネルじん肺など国の加害責任は判決によって明確になっている。ILO（国際労働機関）・WHO（世界保健機関）は、二〇一五年には世界中からのじん肺根絶と各国政府によるじん肺根絶計画の策定を提唱している。日本も、一刻も早くじん肺法の改正を含む抜本的な制度改革に取り組むことが強く求められている。アスベストは、じん肺の原因だけでなく、強い発がん性を有することが明らかとなっていた

が、国が十分な対策を取らなかったため、多数の被害が発生している。労働安全衛生法施行令改正により二〇〇六年に石綿使用等が原則禁止となったが、今後もアスベストを使用した建物の改修、解体工事等による大量の被害発生が危惧される。また、東日本大震災によって広範囲にわたり建物等損壊の被害が発生し、瓦れきや建物等の撤去、解体、運搬等の作業が長期間にわたって必要となり、これらの作業によるアスベスト粉じんについて、作業員やボランティア、付近住民に対する曝露防止対策を十分に取る必要が強くなっている。二〇〇六年三月に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」は、二〇一〇年七月に救済対象となる指定疾病が拡大されたが、中皮腫と肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、びまん性胸膜肥厚の四つに限定され、救済給付金も労災法や公健法に比して低額に抑える等不十分な内容のままである。じん肺やアスベスト被害者を早急に救済するための基金制度の創設、取り分け被害者が多発しているトンネルじん肺、建設アスベスト被害の基金の創設は急務である。

一、じん肺法施行後五十年以上を経過した今なお、トンネル建設工事、造船、各種製造業、建設業を始め多くの粉じん職場でじん肺が発生し続けていることを踏まえて、じん肺根絶に向けたじん肺法や関連法令の改正を行うこと。

二、トンネル建設労働者の就労などを一元的に管理し、じん肺被災者の早期救済を図る「トンネルじん肺基金」を創設すること。

三、建設アスベスト被害者補償基金を早急に創設すること。

四、東日本大震災の被災地における瓦れきや建物等の撤去、解体、運搬等に携わる作業員に対し、アスベスト粉じんなどの有害物質の曝露を防止するために、防じんマスクの支給、安全教育の実施などの対策をすること。及び、作業員に対し、健康管理に資する「就労手帳」を発行す

ること。

第三〇一五号 平成二十六年六月十三日受理  
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願  
請願者 長野県松本市 望月若葉 外六百五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇一六号 平成二十六年六月十三日受理  
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願  
請願者 埼玉県三郷市 吉田美佐子 外六百五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇一七号 平成二十六年六月十三日受理  
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願  
請願者 東京都文京区 久保野りえ 外六百五名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇一八号 平成二十六年六月十三日受理  
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願  
請願者 青森県八戸市 野沢豊子 外六百五名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇一九号 平成二十六年六月十三日受理  
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願  
請願者 東京都杉並区 中島喜代子 外六百十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇二〇号 平成二十六年六月十三日受理  
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願

請願者 東京都足立区 松本晴江 外六百五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇二二号 平成二十六年六月十三日受理  
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願  
請願者 埼玉県ふじみ野市 植松二男 外六百五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇二二号 平成二十六年六月十三日受理  
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市 武本隆 外六百五名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇二三号 平成二十六年六月十三日受理  
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願  
請願者 長崎県佐世保市 前畑大地 外六百五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇二四号 平成二十六年六月十三日受理  
じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願  
請願者 長崎県佐世保市 伊藤将大 外六百五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三〇一四号と同じである。

第三〇二五号 平成二十六年六月十三日受理  
被災者の雇用の確保、医療・介護の利用者負担等の減免措置に関する請願  
請願者 大阪府 三津江康子 外八千七百六十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君

東日本大震災と東電福島第一原発事故から三年、復興は遅々として進まず、今なお約二十六万七千人が避難生活を余儀なくされ、震災関連死は三千人に上る。未曾有の大震災の復興にあふわしい予算を確保し、生活再建最優先の対策が目に見えて進むことを被災者はもちろん多くの国民が望んでいる。また、全国各地で予想される大地震や災害に備えた対策の充実も急がれる。

ついては、災害によって生存権が危機に瀕したときにこそ人間らしい最低限の生活が保障されるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、被災者・避難者の仕事の確保、特に正規雇用を増やすための支援を行うこと。  
二、被災者の生活再建まで、医療・介護の利用者負担や保険料の減免措置を採ること。

第三〇二六号 平成二十六年六月十三日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
請願者 札幌市 須貝竹紀 外六百七十名

紹介議員 福島みずほ君

現在、視覚障害の等級決定は、矯正視力による「両眼の視力の和」となっており、かねてより疑問や改善を求める声が多く出されていた。ロービジョン（弱視）の場合、よく見えるようになるわけでもなく、視力に左右差のある場合、よく見える方だけしか見えないのが一般的であり、両眼の視力を合算して障害の程度を認定するには無理がある。身体障害者手帳は、障害者が社会参加するための支援や制度を活用するためのあかしであり、障害の程度等級によって受けるサービスに制限が設けられている。厳しい社会情勢の中で、障害年金は障害者にとって命綱と言える。年金等級は、身体障害者手帳等級と同様に「両眼の視力の和」で決められ、当然受けられるはずである視覚障害者が「両眼の視力の和」によって受けられず、そして、医療費助成制度においても同様に等級による制限がある。この二つは障害者が自立する上で欠かせない制度であり、不合理な障害認定によって排除されている状況を改善してほしいと多くの視

覚障害者は望んでいる。障害程度認定は「良い方の眼の視力で測ってほしい」というのがロービジョン当事者の願いであり、障害者手帳の交付を受け、制度・サービスを受けているのは、当事者の一部にすぎない。多くの視覚障害者が制度の外に置かれており、制度の欠陥を正し、誰もが安心して自立できる支援・制度にしなければならぬ。改善によって多くの視覚障害者が社会参加できるようになるため、早急な身体障害者関係法の改正を求める。

ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、視覚障害に関わる身体障害者手帳等級の認定は、「両眼の視力の和」ではなく「良い方の眼の視力」とするように改めること。

第三〇二七号 平成二十六年六月十三日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
請願者 札幌市 中田章二 外九百九十六名

紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第三〇二六号と同じである。

第三〇二八号 平成二十六年六月十三日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
請願者 埼玉県川口市 田中章治 外三十八名

紹介議員 高階恵美子君

この請願の趣旨は、第三〇二六号と同じである。

第三〇二九号 平成二十六年六月十三日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
請願者 札幌市 國田芳敬 外三百三十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三〇二六号と同じである。

第三〇六八号 平成二十六年六月十六日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願



請願者 兵庫県尼崎市 青木裕香 外千九百九十九名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三〇六九号 平成二十六年六月十六日受理

障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 横浜市 金子圭之介 外二千四百四十八名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三〇七〇号 平成二十六年六月十六日受理

肝硬変・肝がん患者の療養支援の推進に関する請願  
請願者 大阪府阪南市 奥田寿夫 外千九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一七六三号と同じである。

第三〇七一号 平成二十六年六月十六日受理

自己免疫性肝疾患患者の療養支援の推進に関する請願  
請願者 埼玉県日岡市 丸山章 外千二百一十三名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一八一一号と同じである。

第三〇七二号 平成二十六年六月十六日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願  
請願者 熊本県天草市 迫口恵美子 外二千八百七十六名

紹介議員 馬場 成志君

この請願の趣旨は、第一八九八号と同じである。

第三〇七三号 平成二十六年六月十六日受理

筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願  
請願者 群馬県伊勢崎市 佐藤美保子 外

百九十五名

紹介議員 石橋 通宏君

この請願の趣旨は、第二二七〇号と同じである。

第三〇七四号 平成二十六年六月十六日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 滋賀県栗東市 横市英樹 外二百四十九名

紹介議員 二之湯武史君

この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第三〇七五号 平成二十六年六月十六日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 富山市 水野幸男 外二百五十六名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第三〇七六号 平成二十六年六月十六日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 滋賀県草津市 水迫憲一 外二百四十五名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第三〇七七号 平成二十六年六月十六日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業における公正な賃金・労働条件の確保に関する請願  
請願者 川崎市 江村貴志 外二千四百七十七名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二七三八号と同じである。

第三一〇五号 平成二十六年六月十六日受理

保険で良い歯科医療の実現に関する請願  
請願者 京都府船井郡京丹波町 秋山和雄 外百五十一名

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第三一〇六号 平成二十六年六月十六日受理

国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願  
請願者 京都市 平井啓明 外三千二十五名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。

第三一〇七号 平成二十六年六月十六日受理

七十歳以上の患者窓口負担一割の継続に関する請願  
請願者 京都市 竹島廣憲 外百七十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三一〇八号 平成二十六年六月十六日受理

全ての子供の権利が保障される保育制度・子育て支援策の実現に関する請願  
請願者 京都市 門脇麻友 外九百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五九二号と同じである。

第三一〇九号 平成二十六年六月十六日受理

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員に関する請願  
請願者 福岡県京都郡苅田町 井上講一 外二百九十二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第三一一〇号 平成二十六年六月十六日受理

障害者の生きる権利を保障するヘルパー派遣制度に関する請願  
請願者 愛知県江南市 古田雄一 外五百七十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六五三号と同じである。

第三一一一号 平成二十六年六月十六日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 福岡県中間市 安部隆志 外一万名

紹介議員 大家 敏志君

この請願の趣旨は、第八三二号と同じである。

第三一二二号 平成二十六年六月十六日受理

介護保険制度における利用料負担の廃止等に関する請願  
請願者 大阪市 徳尾智子 外九百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一一四六号と同じである。

第三一二三号 平成二十六年六月十六日受理

障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 長野県松本市 丸山英俊 外九百九十九名

紹介議員 吉田 博美君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三一二四号 平成二十六年六月十六日受理

障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 京都府舞鶴市 森井登起代 外六千九百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三一二五号 平成二十六年六月十六日受理

障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
請願者 福岡市 中山さおり 外九百九十九名

紹介議員 大家 敏志君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三一二六号 平成二十六年六月十六日受理

肝硬変・肝がん患者の療養支援の推進に関する請願  
願者 京都府向日市 吉野朋子 外九百九十九名  
紹介議員 倉林 明子君  
この請願の趣旨は、第一七六三号と同じである。

第三一七号 平成二十六年六月十六日受理  
肝硬変・肝がん患者の療養支援の推進に関する請願  
願者 福岡市 力丸和重 外二千九名  
紹介議員 大家 敏志君  
この請願の趣旨は、第一七六三号と同じである。

第三一八号 平成二十六年六月十六日受理  
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願  
願者 京都府相楽郡和束町 森川久美 外千四百五十四名  
紹介議員 倉林 明子君  
この請願の趣旨は、第一八九八号と同じである。

第三一九号 平成二十六年六月十六日受理  
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願  
願者 北九州市 野崎富士子 外五千九百九十九名  
紹介議員 大家 敏志君  
この請願の趣旨は、第一八九八号と同じである。

第三二〇号 平成二十六年六月十六日受理  
医療・介護総合法案の廃案を求めることに関する請願  
願者 札幌市 坂本良利 外六百六名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

第三二二号 平成二十六年六月十六日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
願者 東京都葛飾区 笠松綾乃 外千五百名  
この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

請願者 京都市 登谷幸次 外二百六十六名  
紹介議員 倉林 明子君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第三二二二号 平成二十六年六月十六日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
願者 新潟市 齋藤紀子 外五百八名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第三二二三号 平成二十六年六月十六日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
願者 大阪府藤井寺市 成尾利明 外二百六十七名  
紹介議員 辰巳孝太郎君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第三二二四号 平成二十六年六月十六日受理  
労働者派遣法の早期抜本改正に関する請願  
願者 北海道網走市 土肥義之 外二名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第二七〇九号と同じである。

第三二二五号 平成二十六年六月十六日受理  
震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業における公正な賃金・労働条件の確保に関する請願  
願者 さいたま市 古澤一雄 外二千四十一名  
紹介議員 倉林 明子君  
この請願の趣旨は、第二七三八号と同じである。

第三二二六号 平成二十六年六月十六日受理  
震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業における公正な賃金・労働条件の確保に関する請願  
願者 東京都葛飾区 笠松綾乃 外千五百名  
この請願の趣旨は、第二七三八号と同じである。

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第二七三八号と同じである。

第三二二七号 平成二十六年六月十六日受理  
医療・介護総合法案の廃案を求めることに関する請願  
願者 東京都中央区 岡本莞 外八十三名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

第三二二八号 平成二十六年六月十六日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
願者 東京都府中市 蛭田道子 外十五名  
紹介議員 大家 敏志君  
この請願の趣旨は、第三〇二六号と同じである。

第三二二五号 平成二十六年六月十六日受理  
社会保障の切捨て中止に関する請願  
願者 東京都大田区 中谷憲一郎 外三百九十七名  
紹介議員 吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第一七五五号と同じである。

第三二二六号 平成二十六年六月十六日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
願者 長野県上田市 田村すみ江 外二千五百四十九名  
紹介議員 羽田雄一郎君  
この請願の趣旨は、第八三二二号と同じである。

第三二二七号 平成二十六年六月十六日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
願者 長野県松本市 三澤孝吉 外千八百十三名  
紹介議員 羽田雄一郎君  
この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三二二八号 平成二十六年六月十六日受理  
障害者福祉についての新たな法制に関する請願  
願者 東京都練馬区 加藤展子 外十一名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三二二九号 平成二十六年六月十六日受理  
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願  
願者 奈良市 森岡和子 外二千三百五十六名  
紹介議員 前川 清成君  
この請願の趣旨は、第一八九八号と同じである。

第三二三〇号 平成二十六年六月十六日受理  
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願  
願者 岡山市 宮本陽子 外千三百二十二名  
紹介議員 谷合 正明君  
この請願の趣旨は、第一八九八号と同じである。

第三二三一号 平成二十六年六月十六日受理  
筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願  
願者 東京都墨田区 坂口光悦 外百八十四名  
紹介議員 糸数 慶子君  
この請願の趣旨は、第二二七〇号と同じである。

第三二二二号 平成二十六年六月十六日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
願者 東京都八王子市 梅澤昇平 外百四十三名  
紹介議員 山口 和之君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第三二二三号 平成二十六年六月十六日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
願者 東京都八王子市 梅澤昇平 外百四十三名  
紹介議員 山口 和之君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

請願者 茨城県古河市 中村きい子 外八  
百七十名  
紹介議員 郡司 彰君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第三一六四号 平成二十六年六月十六日受理  
B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願  
請願者 岡山市 岡村和子 外四百九十九  
名  
紹介議員 谷合 正明君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第三一六五号 平成二十六年六月十六日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
請願者 福島県須賀川市 安達孝次 外百  
六十名  
紹介議員 山口 和之君  
この請願の趣旨は、第三〇二六号と同じである。

第三一六六号 平成二十六年六月十六日受理  
お金の心配がない保険で良い歯科医療の実現に関  
する請願  
請願者 京都府南丹市 勝山恵子 外百二  
十名  
紹介議員 倉林 明子君  
働く人の三分の一が非正規雇用という今日、歯  
科医療の五割で経済的理由による受診の中断・中  
止が起きている。全国保険医団体連合会が実施し  
た「歯科医療に関する一万人市民アンケート」で  
は、九割以上が「歯は全身の健康にとって大切」と  
回答しているにもかかわらず、四割弱の市民は治  
療せず放置している。高い窓口負担に加え保険の  
利かない歯科治療が患者の歯科受診を妨げる要因  
である。歯科治療、口腔ケアなどに努めて「八〇  
二〇」八十歳で自分の歯が二十本残っているを  
達成した人は、食べ物がかみかめ、栄養も摂取し  
やすくなる。その結果、病気になることも全体の医  
療費が少なくて済むという報告が多数あるように  
口腔の健康は非常に大切である。東日本大震災で

も口腔ケアの役割が重視されているのは、阪神・  
淡路大震災の経験から高齢被災者への口腔ケアが  
誤嚥性肺炎の予防に効果があると指摘されている  
ためである。いつでも、どこでも、誰もが、お金  
の心配をせず保険で良い歯科医療を実現すること  
は、患者、国民、歯科医療担当者の共通の願いで  
ある。  
ついては、国の歯科医療予算を増やし、次の事  
項について実現を図られたい。  
一、安心して歯科医療が受けられるよう、窓口負  
担を大幅に軽減すること。  
二、健康保険で歯科治療が受けられるよう、保険  
の利く範囲を広げること。

第三一六七号 平成二十六年六月十六日受理  
患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心  
して受けられる医療・介護の実現に関する請願  
請願者 東京都渋谷区 上澤雄三 外二百  
三名  
紹介議員 倉林 明子君  
働く人の三分の一が非正規雇用という状況の下  
で、歯科・歯科医療機関の四割で経済的理由によ  
る受診中断・中止が起きている。先進国では医療  
の窓口負担は無料が当たり前であり、日本も無料  
を目指して窓口負担の引下げをすべきである。高  
額な国民健康保険料(税)が払えないために無保険  
状態に追い込まれる事例が増加している。誰もが  
安心して受けられる医療・介護保険制度にするた  
めに、国の財政構造を抜本的に見直して、社会保  
障費の拡大にかじを切るべきときである。  
ついては、次の事項について実現を図られた  
い。  
一、患者の医療費窓口負担を大幅に軽減するこ  
と。  
二、高齢者を差別する後期高齢者医療制度は直ち  
に廃止し、高齢者が安心して医療が受けられる  
制度にすること。  
三、高過ぎる国保保険料(税)を引き下げることに  
国保や後期高齢者医療制度の保険料を払えない

人から、保険証を取り上げないこと。  
四、家事援助や軽度要介護者の給付削減や利用料  
の引上げをやめ、必要な介護サービスを安心して  
受けられる介護保険制度にすること。

第三二〇六号 平成二十六年六月十六日受理  
生活保護費、年金、最低賃金の引上げに関する請  
願  
請願者 熊本県荒尾市 堤弘樹 外四名  
紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第三三三三号と同じである。

第三二〇七号 平成二十六年六月十六日受理  
憲法違反の社会保障制度改革推進法を廃止し、社  
会保障の充実を進めることに関する請願  
請願者 大阪府羽曳野市 池田美恵子 外  
七名  
紹介議員 辰巳孝太郎君  
この請願の趣旨は、第三五五号と同じである。

第三二〇八号 平成二十六年六月十六日受理  
憲法をいかし、安心の医療・介護を実現すること  
に関する請願  
請願者 三重県松阪市 三好志げ子 外四  
千七百八十三名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二〇九号 平成二十六年六月十六日受理  
憲法をいかし、安心の医療・介護を実現すること  
に関する請願  
請願者 京都府宇治市 岩崎祥輔 外四千  
七百八十三名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二一〇号 平成二十六年六月十六日受理  
憲法をいかし、安心の医療・介護を実現すること  
に関する請願  
請願者 東京都渋谷区 大金万里子 外四  
千七百八十三名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

請願者 仙台市 小室裕子 外四千七百八  
十三名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二一一号 平成二十六年六月十六日受理  
憲法をいかし、安心の医療・介護を実現すること  
に関する請願  
請願者 東京都練馬区 村田純子 外四千  
七百八十三名  
紹介議員 吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二一二号 平成二十六年六月十六日受理  
憲法をいかし、安心の医療・介護を実現すること  
に関する請願  
請願者 京都市 小坪淑美 外四千七百八  
十三名  
紹介議員 倉林 明子君  
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二一三号 平成二十六年六月十六日受理  
憲法をいかし、安心の医療・介護を実現すること  
に関する請願  
請願者 山梨県中央市 有坂亜希子 外四  
千七百八十三名  
紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二一四号 平成二十六年六月十六日受理  
憲法をいかし、安心の医療・介護を実現すること  
に関する請願  
請願者 東京都渋谷区 大金万里子 外四  
千七百八十三名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第三二一五号 平成二十六年六月十六日受理  
憲法をいかし、安心の医療・介護を実現すること  
に関する請願  
請願者 東京都渋谷区 大金万里子 外四  
千七百八十三名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

に関する請願

請願者 埼玉県上尾市 小出愛子 外四千七百八十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第三二一六号 平成二十六年六月十六日受理

憲法をいかし、安心の医療・介護を実現することに関する請願

請願者 堺市 小出小百合 外四千七百八十三名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第三二一七号 平成二十六年六月十六日受理

憲法をいかし、安心の医療・介護を実現することに関する請願

請願者 鹿児島県日置市 町田かはる 外四千七百八十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第三二一八号 平成二十六年六月十六日受理

憲法をいかし、安心の医療・介護を実現することに関する請願

請願者 岡山市 宮本貞子 外四千七百八十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第三二一九号 平成二十六年六月十六日受理

高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる制度の創設に反対することに関する請願

請願者 新潟市 橋田直美 外千二十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三二二〇号 平成二十六年六月十六日受理

高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる

制度の創設に反対することに関する請願

請願者 大阪市 草間泉穂 外千二十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三二二一号 平成二十六年六月十六日受理

高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる制度の創設に反対することに関する請願

請願者 北海道苫小牧市 齊藤小百合 外千二十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三二二二号 平成二十六年六月十六日受理

高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる制度の創設に反対することに関する請願

請願者 東京都江東区 松本雅代 外千二十四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三二二三号 平成二十六年六月十六日受理

高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる制度の創設に反対することに関する請願

請願者 大阪府東大阪市 山口公美 外千二十四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三二二四号 平成二十六年六月十六日受理

高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる制度の創設に反対することに関する請願

請願者 千葉県船橋市 浅井啓志 外千十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三二二五号 平成二十六年六月十六日受理

高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる

制度の創設に反対することに関する請願

請願者 東京都北区 田口正子 外千二十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三二二六号 平成二十六年六月十六日受理

高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる制度の創設に反対することに関する請願

請願者 さいたま市 利根川あやみ 外千二十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三二二七号 平成二十六年六月十六日受理

高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる制度の創設に反対することに関する請願

請願者 堺市 三浦香 外千二十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三二二八号 平成二十六年六月十六日受理

高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる制度の創設に反対することに関する請願

請願者 沖縄県宜野湾市 金城裕子 外千二十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三二二九号 平成二十六年六月十六日受理

高度で危険性の高い医行為を看護師に実施させる制度の創設に反対することに関する請願

請願者 大阪市 岩本信子 外千二十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三二三〇号 平成二十六年六月十六日受理

社会保障と税の一体改革の中止、医療・介護、年金、保育などの拡充に関する請願

請願者 福岡県八女郡広川町 野中良子 外九十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

第三三三一号 平成二十六年六月十六日受理

パーキンソン病患者・家族の視点に立った療養生活の質的向上に関する請願

請願者 京都市 清水芳枝 外六百三十六名

紹介議員 秋野 公造君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第三三三二号 平成二十六年六月十六日受理

障害者福祉についての新たな法制に関する請願

請願者 福島県二本松市 佐藤美紀子 外九百九十九名

紹介議員 若松 謙雄君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三三三三号 平成二十六年六月十六日受理

障害者福祉についての新たな法制に関する請願

請願者 東京都国立市 岸岡あかり 外三名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一三〇九号と同じである。

第三三三四号 平成二十六年六月十六日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願

請願者 新潟県長岡市 桑原英昭 外七百二十八名

紹介議員 佐々木さやか君

この請願の趣旨は、第二一一四号と同じである。

第三三三五号 平成二十六年六月十六日受理

B型・C型肝炎患者への肝炎対策に関する請願

請願者 札幌市 中野徳子 外三百六十五名

紹介議員 徳永 エリ君  
この請願の趣旨は、第二五五六号と同じである。

第三三三六号 平成二十六年六月十六日受理  
労働法制の大改悪をやめ、安心して働き続けられる雇用を求めることに関する請願

請願者 山口県山陽小野田市 大木千代子  
外二百六十四名

紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第三〇〇〇号と同じである。

第三三三七号 平成二十六年六月十六日受理  
労働者派遣法の抜本改正を求めることに関する請願

請願者 岡山市 竹永光恵 外五十七名  
紹介議員 仁比 聡平君

貧困と格差拡大の原因となっている派遣労働者の非人間的な労働実態を改善し、権利を守ることが緊急の課題であり、雇用は直接・常用が国際的ルールである。

ついでには、誰もが人間らしく生き働くことができるルールを作るため、次の事項について実現を図りたい。

一、派遣労働は、臨時のかつ専門性の高い業務に限定すること。

二、製造業は全面禁止し、常用雇用を期間の定めのない雇用とすること。登録型派遣禁止の例外とされる専門業務二十六は更に限定すること。

三、派遣期間を超えた場合や違法行為があった場合、派遣先が期限の定めのない労働者として直接雇用したものとみなす規定を作ること。

四、派遣先の正社員との均等待遇(賃金、有休、福利厚生など)を義務付けること。

五、法律名を「派遣労働者保護法」に改めること。

第三三三八号 平成二十六年六月十六日受理  
人間らしく働き生活できる雇用の実現に関する請願

請願者 岐阜県高山市 片桐美代子 外五

百四十八名

紹介議員 井上 哲土君

大震災と原発事故が雇用を揺さぶり、深刻な影響が全国に広がっている。派遣や有期、パートなど非正規労働者が雇用の調整弁とされ、仕事的大幅な減少や解雇・雇い止めに広範に起きており、取り分け被災地の状況は深刻である。人間は機械や物ではない。派遣村や大震災の教訓は、生活の安定こそ日本経済の再生と震災復興の土台ということである。雇用の在り方を大本から見直し不安定雇用の拡大と賃下げ・内需の縮小、競争力確保(輸出拡大・円高)という悪循環を断ち切り、普通に働けば人間らしい生活ができる雇用の再生が必要である。解雇・雇い止めに對する実効ある法規制とともに「期間の定めのない直接雇用」と「均等待遇」を原則として、働き続けられる安定した雇用を実現する必要がある。雇用の質も大切である。人間らしい生活ができる賃金保障が求められる。世界にも例のない長時間・過密労働を見直した労働時間を短縮することが、人間らしい生活のためだけでなく、雇用創出にとっても重要な課題である。失業・失職時の総合的な生活保障を確立することは、人々の生活破壊を食い止め、質の悪い仕事をばらばらせない鍵となっている。ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現で、生きがい、希望の持てる社会の創造を求める。

ついでには、次の事項について実現を図りたい。

一、全ての労働者に働き続けられる安定した雇用を保障すること。労働者派遣法の抜本改正と解雇・雇い止めに對する実効ある法規制を実現するとともに、有期雇用は臨時・一時的な業務に限定し、正規雇用が当たり前の社会を目指すこと。

二、人間らしい生活を保障する賃金の底上げを進め、ワーキング・プアをなくすこと。全国一律最低賃金制を実現し、全ての労働者の時給を千円以上とすること。

三、均等待遇原則を義務付け、雇用形態や性別などによる賃金差別・格差をなくす法規制を行うこと。パート労働法を改正し、同じ仕事には同じ賃金を保障すること。

四、労働時間を短縮し、過労死のない人間らしい労働と生活を実現すること。労働時間の上限規制に加え、深夜・休日、変形労働時間制への規制を強化すること。

五、失業給付の拡充を始め、失業時の漏れのない総合的な生活保障を法整備すること。特に東日本大震災の被災地について、生活と復興を支える生活支援を緊急に拡充すること。







平成二十六年七月十一日印刷

平成二十六年七月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C